

スポーツの分野における協力に関する 日本国文部科学省とロシア連邦スポーツ省との間の覚書

日本国文部科学省とロシア連邦スポーツ省（以下「両省」という。）は、
両国の国民の友好関係の強化及び相互理解を増進する手段としてのスポーツ分野における協力の進展を目指し、
両省の国の現行の法律及び国際約束に従って、
以下の点につき意見が一致した。

1

両省は、スポーツの分野における互恵的な協力の発展を図る。

2

両省は、以下の分野につき、両国のスポーツ関連政府機関、競技団体等のスポーツ団体
の間の協力を奨励する。

- ハイレベルの競技スポーツ
- 生涯スポーツ
- 障害者スポーツ
- スポーツ科学及びスポーツ医学
- スポーツ施設
- スポーツにおけるドーピング防止
- スポーツ・マネジメント

相互の調整により、両省の協力は他の分野でも発展させることができる。

3

本覚書の枠内における協力は、以下の方法で実施される。

- 生涯スポーツ、スポーツ医学、ドーピング防止、青少年スポーツ、及び本覚書の枠内
において相互の関心となる他の分野の研究に関する情報及び文書の交換
- スポーツ代表団及び実務訪問の交換
- 競技団体間の交流
- テーマ別国際セミナー、シンポジウム、会議、展覧会の開催

スポーツ交流及び行事への両省からの代表者の参加の条件は、両省により事前に調整される。

4

本覚書を実施するため、両省はその権限及び予算の範囲内で、競技団体の関心を考慮して協力事業を立案することができる。

事業の調整手続及び実施期間は、両省の同意により、個別具体的に決定される。

5

本覚書の実現の枠内において実施されるスポーツ事業の財政的条件は、両省の国の法令に従い、両省により事前に調整される。

6

本覚書は国際条約ではなく、両省に対し国際法による権利又は義務を発生させない。

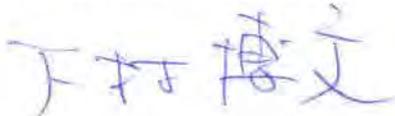
7

本覚書は、署名の日から適用される。

両省のいずれの当事者も、本覚書の適用終了を予定する日の6ヶ月前までに、他方当事者に書面による通告を行うことにより、当覚書の適用を終了することができる。

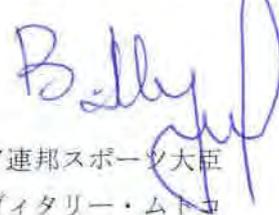
2014年2月8日に、ソチで、それぞれ日本語及びロシア語による本書二通を署名した。

日本国文部科学省のために



文部科学大臣
下村 博文

ロシア連邦スポーツ省のために



ロシア連邦スポーツ大臣
ヴィタリー・ムトコ